

原本の写し

第30-1号

第4号様式(その1)(第7条関係)

許 可 証

住所 神奈川県綾瀬市吉岡709

氏名 株式会社タズミ

代表取締役 田墨 幸一郎

平成30年5月24日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条(第1項・第6項)の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県愛甲郡愛川町田代615-1 株式会社タズミ 愛川営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物(紙くず、木くず、剪定枝)
収集、運搬及び処分の別	収集及び運搬
営業の区域	一般廃棄物処理業許可申請書の事業計画書に記載された 排出事業所に限る。
処 理 料 金	
営業許可期間	平成30年6月3日～平成32年6月2日
条 件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例、愛川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。 (2) その他町長の指示に従うこと。

平成30年5月31日

愛川町長 小野澤 豊



※この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛川町長に対して審査請求をすることができます。

<注意> 許可証(写)だけでは一般廃棄物の処理委託は出来ません。
また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に愛川町長を被告として提起することができます。